泥んこ田植え

尾呂志学園の児童生徒が田植えに挑戦。泥に足を取られて悪戦苦闘しながらも、一つ一つ丁寧に苗を植えました。秋の収穫が楽しみですね。

広報みはま

2005 No 434 6

平成17年6月1日発行

今月の主な内容

2▶3　〔男女共同参画特集〕一人ひとりの生き方を認め合うまちをめざして
4▶5　木造住宅無料耐震診断／交通災害共済／粗大ごみ訪問収集申請手続き変更
6▶7　年金だより／税務署だより／メールボックス鵜殿署／保健だより
8▶10　情報のコーナー／一冊の本・新刊案内
11▶　御浜町次世代育成支援行動計画策定／町歴史年表完成／平和月間取り組み団体募集
12▶13　ファインダーの向こう側
14▶15　ふれあい交差点／広報文芸／健康逸品この一品／はじめまして／人を大切にするまちづくり

一人ひとりの生き方を認め合うまちをめざして

～女性も男性も住民の力を地域づくりに～

『男女共同参画』ってどういう意味？

「男女が、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が共に社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野（家庭、学校、職場、地域など）における活動に参画し、共に責任を担うこと」をいいます。

今なぜ『男女共同参画』が必要なの？

全国そしてこの地域においても男女の人口比率は半々もしくは女性のほうが多いにもかかわらず、各種審議会・委員会の委員や、地域の役員になっているのはほとんどが男性というのが現状です。しかし、この地域の主要産業である農業をとってみても、女性の担う役割はとても大きいことがわかります。この地域を支えている女性の力はもっと活かされるべきではないでしょうか。

これからは、重要な施策の決定やまちづくりの指針などを決めていく上で、女も男も共に意見を出し合って取り組んでいくことが不可欠です。

だから今、「男だから」「女だから」という固定的な性別による役割分担意識を取り払い、よりよいまちづくりに向けて、一人ひとりの力を結集するために『男女共同参画』が必要なのです。

男女が互いにその生き方を認め合い、みんなが力を発揮し得る社会を目指して

御浜町は「男女共同参画推進基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を推進しています

平成11年6月に国が男女共同参画基本法を制定したことに伴い、県においては平成13年1月に「三重県男女共同参画推進条例」を制定、御浜町においても平成

男女共同参画に関する町民アンケートの結果（抜粋）

「男は仕事、女は家庭」という考え方について

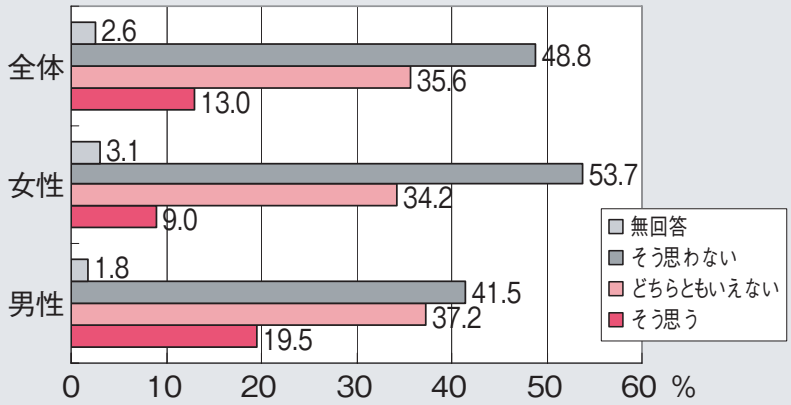

いまだ性別による固定的な役割分担意識が残っていることがわかります。

13年度より教育委員会内に男女共同参画推進担当を置き施策を進めてきました。

平成15年6月に男女共同参画に関する町民アンケートを実施し、町民の方々の男女共同参画に関する意識を調査した上で、町民の代表により組織する「御浜町男女共同参画推進協議会」を設置し、計画づくりの第一歩を踏み出しました。

基本理念を「男女が互いにその生き方を認め合い、みんなが力を発揮し得る社会を目指して」と決め、以下の4つの基本目標を定め、それぞれの施策の方向を委員の皆様に話しあっていただきながら「御浜町男女共同参画推進基本計画」をつくり上げ、平成16年3月に策定しました。

●基本目標1●……
男女共同参画への意識づくり

①男女平等意識の啓発
②人権尊重意識の高揚
③少子・高齢社会にマッチした住民意識の高揚

●基本目標2●……
あらゆる場への男女共同参画

①行政の積極的な推進対策
②社会活動・家庭生活への男女共同参画の推進
③働く場への男女共同参画の推進

●基本目標3●……
男女が認め合う社会環境づくり

①男女の均等な雇用機会と待遇の確保
②職場・家庭・地域との両立支援
③農林水産業や商工自営業における男女共同参画の推進

●基本目標4●……
福祉サービスの充実と健康づくり

①子育て・介護の十分な支援
②母性の保護と保健事業の充実
③実態に応じた福祉サービスの充実

御浜町では基本計画に基づいて、
男女が共に自分らしく
生きていける社会をめざし、
さまざまな施策に取り組んでいきます。

女性が職業を持ち続けていく上で障害と思われることは何か

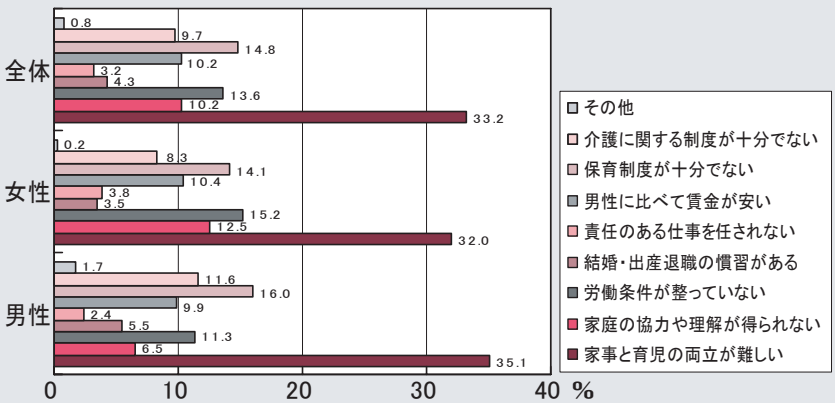

女性が職業を持ち続けていく上で、家事・育児との両立が最も難しいことがわかります。

専門家による
木造住宅の
無料耐震診断を実施します

御浜町では、建築物の大部分を占める木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的に、国、県及び町が費用を負担し、木造住宅の耐震診断を下記のとおり実施します。

対象となる建築物（以下のすべてに該当する建物であること）

▼御浜町内に所在する昭和56年5月31日以前に建築（着工を含む）された木造住宅で、階数が2階以下、延べ床面積300㎡以下の建物

▼延べ床面積の過半の部分が、住宅の用に供されているもの

▼枠組壁（ツーバイフォー）工法、丸太組工法、その他特殊な工法による住宅でないもの

▼賃貸、共同住宅等、居住者が所有者以外の場合は、居住者全員の承諾を得たもの

申し込み方法

建設課窓口、支所等に備付の所定の用紙へ必要事項を記入し、役場建設課窓口へ提出してください。

申し込み期限

平成17年12月末日まで

診断予定戸数

10戸

※受付は先着順とさせていただきます。申込件数が予定戸数を超えた場合は、来年度以降に実施していく予定です。その場合は、別途お知らせします。

診断実施日

平成17年8月以降順次実施

※診断の決定がされた方には、おって**診断日時を調整**させていただきます。

診断方法

▼御浜町が三重県木造住宅耐震促進協議会に診断委託（**診断費用の個人負担無**）をしますので、診断日時に同協議会会員の診断者が訪問し調査を行います（調査は2時間程度です）。診断の結果は、後日報告書により説明させていただきます。

▼診断者は、三重県後援の耐震診断講習を受講修了した建築士等で、行政と連携して耐震化を進める民間団体で構成された三重県木造住宅耐震促進協議会の会員ですので、安心して診断をまかせられます。

▼診断にあたって床下、屋根裏等の点検ができれば診断の精度があがりますので、**申込者において各点検口の確保、図面の有無等の確認**をお願いします。

†問い合わせ先†
建設課
☎3－0521（担当　池内（いけうち））

三重県交通災害共済に加入しましょう

掛金年額500円で見舞金最高120万円

万一の交通事故に備えて、県民の皆様が互いに支え合っている
三重県交通災害共済への加入をおすすめします。
ご家族そろってぜひご加入ください。
被害者、加害者の区別なく、見舞金を給付しています。

掛金

年額一人当たり５００円（ただし、生活保護の受給者は２００円）

給付対象となる事故

▼国内道路での自動車・バス・原動機付自転車・自転車（小児用自転車を除く）等の交通に伴う人の死傷

▼国内での踏切道での列車との接触・衝突事故による歩行者の死傷

▼規則で定めた航路（県内18航路）での舟・船舶の接触・衝突による乗客の死傷

○支給停止（免責）

▼加入者の故意・無免許・酒気帯び運転による事故の場合の当該加入者にかかる見舞金や葬祭費

○支給制限

▼加入者・遺族等が不正に見舞金や葬祭費の給付を受けようとしたとき

▼天災その他これに類する原因によって災害が発生したとき

見舞金

災害の程度に応じて、２万５千円～１２０万円

＊加入資格・加入方法・請求手続書類・見舞金の詳細等、詳しくはお問い合わせください。

†問い合わせ先†
税務住民課くらしと相談係
☎３－０５１２（担当　山本）

粗大ごみ　訪問収集申請手続きが変わります

粗大ごみの訪問収集については、従来から収集手数料１回につき 1,800 円、粗大ごみの重量１kg から 50 kgまでは１kg につき 20 円、50 kgを超えた分は１kg につき 30 円の手数料を頂いておりますが、手数料減免の適用の有無の確認を行う際に、個人情報保護法により委任状への署名・押印が必要になります。

訪問収集を申し込む場合は、
①窓口で直接申し込む場合は印鑑を持参してください。
②電話で申し込む場合は郵便か、その他の方法で委任状への署名・押印をお願いすることになります。

お手数をおかけしますが、よろしくお願いします。

†問い合わせ先†　生活環境課環境係　☎３―０５１３

メールボックス

鵜殿署

不法滞在・不法就労防止にご協力を

●外国人を雇用しようとする場合

適法に働くことができる外国人であるかどうか、旅券、就労資格証明書等で在留資格・在留期間を確認するようにしてください。

●不法滞在者は雇用できません

不法滞在者は、それ自体が違法ですので、働くことができません。

●在留資格を確認してください

在留資格が、「留学」、「就学」、「家族滞在」になっている場合は「資格外活動許可」がなければ、賃金を得て働くことができません。

●雇用者も処罰されます

違反した場合は、その外国人は処罰を受けて国外へ退去させられ、また、働くことが認められていない外国人を雇った事業主やその雇用を斡旋した人等も処罰されることになります。

†問い合わせ先†
鵜殿警察署
☎０７３５―３３―０１１０

●税務署だより●

税務署の処分に不服があるとき

税務署に申告した所得や税額が少なかったり、確定申告をしなければならない人が申告をしなかったときは、税務署長は、調査した結果に基づき更正、決定などの処分を行います。また、未納の税額があり督促をしてもなお、納付されない場合には財産の差押えなどの処分を行います。

このような処分を受けたことにより、納税者の権利や利益が不当に損なわれることのないように、不服申立制度が設けられています。

この不服申立ての手続きには、税務署長に対する「異議申立て」と国税不服審判長に対する「審査請求」とがあります。

国税不服審判所とは

国税不服審判所は、納税者の正当な権利利益を救済することを目的とした国税庁の特別の機関であり、国税の賦課徴収に当たる税務署や国税局などの執行機関から分離されています。

†問い合わせ先†
尾鷲税務署 ☎0597－22－2222

年金だより

国民年金保険料の納付が困難なとき

●保険料免除制度

自営業や農林漁業などの第1号被保険者で、前年の収入が少なく保険料の納付が困難な人は、税務住民課国民年金担当窓口で「保険料免除制度」の手続きをしてください。

保険料免除には、保険料の全額が免除される「全額免除」と保険料の半額を納める「半額免除」があります。

後日、社会保険事務所が前年度の所得などを審査して、結果（免除承認・却下）をお手元に通知します。

免除（全額・半額）が承認された場合は、申請した月の前月分から翌年6月まで保険料の全額または半額が免除されます。

●若年者納付猶予

20歳代の第1号被保険者であって、本人と配偶者の所得が一定の基準以下である方は保険料が猶予されます。

●学生納付特例制度

学生で収入がなく保険料の納付が困難な人は、学生証または在学証明書の写しを持参のうえ「学生納付特例制度」の手続きをしてください。

後日、社会保険事務所が審査し、承認すると、申請した前月分から年度末（翌年3月）まで保険料が猶予されます。

※免除・学生納付特例を受けた期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めることができます（追納）。追納することによって、65歳から受け取る老齢基礎年金額を満額に近づけることができます。2年を過ぎると加算額がつきますので、生活にゆとりができたら少しでも早く「追納」しましょう。

（注）保険料免除・若年者納付猶予・学生納付特例の手続きは毎年必要です。

†問い合わせ先†
税務住民課くらしと相談係
☎３―０５１２（担当　南（みなみ））

保健だより

No.294

80歳になったときに健康な歯を20本残しましょう!

おとなの歯は親知らずを除いて28本あります。しかし、50歳前後から急速に抜け出し、平均して60歳で10本、70歳で16本、80歳では24本も失い、4本しか残っていないというのが現状です。

歯は自然に抜け落ちるのではなく、むし歯や歯周病といった歯と歯ぐきの病気が原因で抜け落ちます。とくに中高年からは、主に歯周病が原因で抜け落ちるといわれています。

ですから、このむし歯、歯周病に普段から気をつけ、歯の手入れを続けていれば歯を失わずにすむのです。

8020運動

世界一の長寿国、日本は人生80年時代となり、超高齢化社会を迎えました。しかし、さきに述べたような現状のままでは、実年の働きざかりに歯が急速に衰え、歯だけが先に老後となってしまいます。

そこで厚生労働省は、80歳になったときに健康な歯を20本残そう!と呼びかけ、歯の健康づくりの大切さを強調しています。これが「8020(ハチマルニイマル)運動」です。

なぜ、80歳で20本必要なのかといえば、少なくとも自分の歯が20本残っていれば、老齢になっても比較的よく噛んで食べることができ、従って普通のメニューでおいしく食べられ、栄養も十分に摂れるからです。

たとえ、歯を失い入れ歯などで補ったとしても、残っている歯の治療を行い、それ以上悪くならないようにケアをしていくことは大切です。

中高年の歯を奪う口の中の病気「歯周病」とは・・・

口の中も身体の一部なので、加齢とともに老化していきます。歯の寿命は一般に約50~60年といわれていますが、歯の抜ける最大の原因は第一に歯周病、第二にむし歯という口の中の病気が大半です。

この歯周病やむし歯になる主な要因として、歯垢が挙げられます。

毎食後ブラッシングして、歯をいつもきれいな状態に保つことが歯の病気の予防に大切です。不潔なまま放置しておくと、歯垢の中にいる細菌が少しずつ歯と歯肉の間に入り込み、歯周病を引き起こしてしまうのです。

ブラッシングは、単に歯垢を取り除くだけでなく、歯ぐきも同時にマッサージすることになるので、歯ぐきの血行をよくし、徐々に活性化させる働きがあります。さらに、歯ぐきを鍛え、歯ぐきの抵抗力もアップさせます。

定期的に歯科健診を受け、歯周病を予防し、その際自分にあったブラッシング方法のアドバイスを受けるのもよいでしょう。

訪問歯科診療

御浜町では、寝たきりでどうしても歯科医院へ行くことのできない人に対して、訪問歯科診療のサービスがあります。詳しくは、福祉健康センター福祉保健課保健師までお問い合わせください。

※一般健康診査を受けられる方へ

谷口クリニックでの検診を希望される方は、事前予約が必要になります。

6月 季節カレンダー

食生活チェック

①朝食を食べない日が多い
②野菜を毎日食べない
③魚より肉を食べることが多い
④脂っこい食べ物が好き
⑤料理は濃い味が好き
⑥牛乳や乳製品をとらない日がある
⑦アルコールを毎日欠かさず飲む
⑧お菓子を毎日食べている
⑨ファーストフードをよく食べている
⑩20歳代前半より10キロ以上太った

食生活の振り返りチェックです。チェックがついた項目を続けていると、生活習慣病をまねく可能性があります。たくさんあてはまる人ほど要注意です。食生活を再点検し、生活習慣病を予防しましょう。

情報のコーナー

このコーナーは、
身近な情報を
皆さんにお伝えする
コーナーです

役場本庁での窓口証明業務（戸籍・住民票・印鑑証明のみ）は
午後６時15分まで受付しています。（月～金）

紀南病院内科系 日曜外来診療

診療時間　午前８時30分～午後５時15分

●●● ６月の担当医 ●●●

５日	多田　博胤　医師（多田医院）
12日	平谷　一人　医師（荒坂診療所）
19日	井本　泰樹　医師（井本医院）
26日	小山　徹　医師（小山医院）

●●● ７月の担当医 ●●●

３日	平谷　一人　医師（荒坂診療所）
10日	谷口　智行　医師（谷口クリニック）
17日	寺本　泰　医師（寺本クリニック）
24日	原田　資　医師（原田医院）
31日	平谷　一人　医師（荒坂診療所）

６月は児童手当現況届の提出月です

現在、児童手当を受給中の方は、６月中に役場から現況届に係る書類を送付しますので、必要事項を記入し、６月30日（木）までに福祉保健課、町民サービスセンター、支所、連絡所等へ提出をお願いします。

†問い合わせ先†
福祉保健課福祉係
☎３―０５１５（担当　山本）

児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭等に手当を支給し、生活の安定と自立を助け、児童の福祉を増進することを目的とした制度です。

【対象者】（(1)(2)の両方に該当する方）
(1)次の条件のいずれかに該当する18歳到達後最初の３月31日までの間にある児童
○父母が離婚して、父と生計を同じくしていない児童
○父が死亡した児童（遺族年金受給者は対象外）
○父が重度の障害（国民年金の障害等級１級程度）にある児童
○父の生死が明らかでない児童
○父から引き続き１年以上遺棄されている児童
○父が引き続き１年以上拘禁されている児童
○母が婚姻によらないで生まれた児童
○父母ともに不明である児童
(2)前年所得が一定額以内のもの

【手当額】
○全額支給…月額41，880円
○一部支給…月額９，880～41，870円

†問い合わせ先†
福祉保健課福祉係
☎３―０５１５（担当　山本）

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、身体や精神に障害のある20歳未満の児童について手当を支給し、児童の福祉増進を図るための制度です。

【対象者】（(1)(2)の両方に該当する方）

STOP THE 不法電波

電波利用保護旬間
６月１日～10日

不法電波は犯罪です。
守ってください。電波のルール。

総務省東海総合通信局

６月の納税期限

●町県民税第１期
●国民健康保険税第２期
納期限６月30日（木）

国民健康保険税の減免制度について

災害や倒産・失業などによる所得の激減など、特別な事情により国民健康保険税の納付が困難な場合には、申請により減免が受けられる場合がありますので、税務住民課までご相談ください。

海洋環境保全推進週間

――未来に残そう青い海――

６月５日（日）～１１日（土）

●家庭のごみを捨てる。
●排水口付近で魚がたくさん死んでいる。
●使用しなくなった船を放置したり、捨てたりする。

これらの行為を見かけたら通報をお願いします。
尾鷲海上保安部　☎０５９７―２５―０１１８

(1)身体や精神に障害（日常の生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの）のある20歳未満の児童を養育している父・母・養育者
(2)前年所得が一定額以内のもの

【手当額】
○1級該当児童…月額50，9000円
○2級該当児童…月額33，9000円

†問い合わせ先†
福祉保健課福祉係
☎3―0515（担当　山本）

戦没者等のご遺族へ
特別弔慰金が支給されます

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、第8回特別弔慰金として額面40万円、10年償還の記名国債が支給されます。

対象となるご遺族は次の順番による先順位のご遺族お一人です。

(1)弔慰金の受給権者
(2)戦没者等の子
(3)戦没者等と生計関係を有しており、かつ、戦没者等と氏が同じである父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
(4)右記(3)以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
(5)右記(1)から(4)以外のご遺族で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた三親等内の親族

※詳しくはお問い合わせください。

†問い合わせ先†
福祉保健課福祉係
☎3―0515（担当　山本）

日赤事業資金（社資）を募集します

今年も、日本赤十字社事業資金を募集しています。町から委託を受けた連絡員・区長・女性の会会員が訪問いたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

○一般…500円
○特別…2，000円以上

皆様からの資金（社資）は、災害時における被災者の救済や海外支援等に充てられます。

†問い合わせ先†
福祉保健課福祉係
☎3―0515（担当　大家）

弔電について

御浜町では、平成17年4月1日から、葬儀に対する町長及び議長からの弔電を、原則として本人が出席しない場合のみ発信させていただいております。

住民の皆さんにおかれましては、よろしくご理解をお願いします。

なお、教育長につきましても、本人出席の場合廃止させていただいております。

†問い合わせ先†
総務課調整室
☎3―0505（担当　仲）

農用地区域の変更相談

御浜町では、農業振興地域の整備に関する法律に基づき「農用地区域」を設定しています。

農用地区域は、農業を振興することを目的として設定されているため、農用地等以外の目的に利用する場合は事前に変更（除外）する必要があります。農用地区域の変更（除外）は、要件に該当する以外は認められません。また、変更（除外）は、事前に県知事の同意が必要となります。

平成17年度分の変更（除外）申し出について、次のとおり相談窓口を開設しますので、なるべくお早めにご相談ください。

【期間】6月1日～30日

†申し出・問い合わせ先†
農林水産課管理係
☎3―0517（担当　赤根）

献血にご協力を

【日時】6月29日（水）
【場所・時間】
○御浜町役場…午前9時～10時
○オークワ神志山店…午前11時～正午
○紀南病院…午後2時～4時

【年齢】18～69歳（65歳以上は、60～64歳までに一度献血したことがある方）
【体重】男女共に50kg以上
【献血基準】400ml
【献血間隔】男性3ヶ月・女性4ヶ月

※献血する際、事前に医師の診断があります。

†問い合わせ先†
福祉健康センター福祉保健課
☎2―3811

下水道排水設備工事責任技術者試験

【講習日時】10月12日（水）午前9時30分～午後4時
【試験日時】11月9日（水）午後1時～
【講習・試験会場】メッセ・ウイングみえ（津市）
【受験資格】平成17年11月9日で満年齢20歳以上で、排水設備工事または排水設備以外の下水道工事あるいは水道工事の設計または施工に関し、受験申し込み時現在で2年以上の実務経験を有する者
【申込期間】6月27日～7月8日（当日消印有効）

†申し込み・問い合わせ先†
生活環境課下水道係
☎3―0513（担当　西）

「人権擁護委員の日」特設人権相談所開設

6月1日は「人権擁護委員の日」です。

全国人権擁護委員連合会では、毎年、この日を中心に人権擁護委員制度の周知と人権思想の普及高揚のための啓発活動を展開しています。

その一環として、6月1日に全国各地で一斉に特設人権相談所が開設されます。当町においても次のとおり相談所を開設しますので、人権問題でお悩みの方はお気軽にご利用ください。

相談は無料で、相談者の秘密は固く守ります。

【日時】6月1日（水）午前10時～午後3時

【場所】役場1階第1会議室

【内容】人権問題（差別・いやがらせ・暴行・虐待・プライバシー侵害・セクハラ　など）に関する相談

【相談員】人権擁護委員（山下榮一郎、下田文男、市ノ木山愛子）

†問い合わせ先†

税務住民課くらしと相談係

☎3―0512（担当　山本）

放送大学学生募集

平成17年度第2学期（10月入学）の教養学部学生及び大学院修士選科生・修士科目生を募集します。

【学生の種類】

▼全科履修生（大学卒業目的）

▼選科履修生（1年間在学）

▼科目履修生（半年間在学）

【入学資格】入学試験はありません。全科履修生は18歳以上。他は15歳以上。

【学習方法】自宅のテレビ（CSデジタル放送またはケーブルテレビ放送）で放送授業を視聴するか、放送大学三重学習センターのビデオテープ等を利用して学習します。

【応募期間】6月15日（水）～8月31日（水）

※大学院修士選科生・修士科目生はお問い合わせください。

†問い合わせ先†

放送大学三重学習センター

☎059―233―1170

保護者教育相談会

熊野教育支援センターでは、子どもに関するさまざまな教育相談に応じます。日頃、子どものことで困っていることや心配なことについて、少しでも早く解決できるように三重県総合教育センターの臨床心理士が一緒になって考えさせていただきます。お気軽にご参加ください。

【相談日】

○6月10日（金）・11日（土）

○7月16日（土）

○9月22日（木）・23日（金）

○10月14日（金）・15日（土）

○11月19日（土）

○12月10日（土）

○1月13日（金）・14日（土）

○2月3日（金）・4日（土）

○3月10日（金）・11日（土）

【参加費】無料

【相談方法】個別相談（一人50分）※秘密は厳守します。

【申込締切】各開催月の1週間前

※6・9・10・1・2・3月の初日は夜間相談を行います。

†申し込み・問い合わせ先†

熊野教育支援センター

☎0597―89―5945

町図書館だより　**新書のお知らせ**

一冊の本

NHKスペシャル 新シルクロード2

NHK「新シルクロード」プロジェクト　編著

草原の道は、シルクロードのメインルート。さまざまな文化、民俗、人種が混じり合い不思議な魅力を持った世界を築き上げた。その立て役者は遊牧騎馬民族だったといっていい。彼らの多くは、天山山脈の懐に抱かれたバインブルク草原とイリ河流域を根拠地にしたという。なぜこの地から世界史を動かす巨大国家が生まれたのか。遊牧騎馬民族は記録を残さない。遺跡も広い草原のどこにあるのか、見つけるのは極めて困難だ。しかし、夏のバインブルク草原に立った時その秘密を垣間見たような気がした。かつて訪れたモンゴルや青蔵高原の草原とは何か違うのだ。それは水だった。草原を潤す水の豊かさなのだ。この水はいうまでもなく天山の恵み。天山こそ、突厥をはじめとするあまたの遊牧騎馬民族を育んだ「ゆりかご＝揺籃の地」だったのである。西域南道はまだまだ謎に満ちている。いまは砂漠となってしまったところに、もしかしたら敦煌やキジルの石窟と並ぶような「大画廊」が埋もれているかも知れない。これこそシルクロードにふさわしい、わくわくするようなロマンの世界ではないか。

（あとがきより）

新刊案内（中央公民館）

読めない漢字が読める本
ことばの森編集室　著

マリー・アントワネット
石井　美樹子　監修

日本列島鉄道の旅
櫻井　寛　著

御浜町歴史年表が完成しました

御浜町歴史年表につきましては、平成１２年度から御浜町文化財調査委員の方々によって編纂作業が行われていましたが、この度ようやく完成しました。御浜町に関わる縄文時代から２０００年までの多方面の歴史について、２１０ページの本としてまとめています。

また、御浜町の指定文化財と三重県の指定文化財の一覧表も掲載し、御浜町の指定文化財のうち、主なものについては写真を挿入しています。

一冊１，５００円で販売いたしますが、数量に限りがありますので、ご入用の方はお早めに中央公民館までお申し込みください。

†問い合わせ先†
中央公民館
☎２―３１５１（担当　清水（しみず））

御浜町次世代育成支援行動計画を策定しました

福祉保健課では、福祉、保健、教育等の分野を中心に「未来をになう子どもたち　地域で守り育むまち」を基本理念とした御浜町次世代育成支援行動計画を策定しました。

この計画は、子育て支援、子どもの健康確保、教育環境の整備、子どもの安全確保等の視点により、平成１７年度から１０年間における御浜町の子育て支援策を定めたものです。

計画をご覧になりたい方は、御浜町ホームページに掲載しておりますので、アクセスしてください。

†問い合わせ先†
福祉保健課福祉係
☎３―０５１５（担当　下（しも））

平和月間（８月１日～31日）

取り組み団体等を募集します！

町では、昨年から８月を「御浜町平和月間」と定め、戦争の悲惨さや平和の尊さを学ぶ取り組みを行っています。その内容は、「平和」をテーマに自主的な取り組みを行う個人･団体（企業、グループなど）と連携を図りながら、平和を希求するまちづくりを行うものです。

昨年は１１団体がミニコンサートや本の読み聞かせといったイベント、話し合いなどを行いました。今年は戦後６０周年という節目の年であり、多くの皆さんに平和月間への取り組みにご参加いただきたいと思います。

町では、広報みはま８月号やホームページ等を通じて広く皆さんの活動をＰＲしてまいります。趣旨に賛同していただける団体等は、６月３０日（木）までに、日時、場所、取り組み内容等を総務課までお知らせください。

†問い合わせ先†　総務課調整室　☎３―０５０５（担当　中村（なかむら））

4/23 3DAY CYCLE ROAD（デイサイクルロード）熊野

今年で７年目を迎える「３デイサイクルロード熊野」の第２ステージが、熊野市山崎運動公園を発着点に行われました。御浜町では、神木・上市木・尾呂志地内の国道 311 号がコースに入っており、春の新緑の中を選手たちは一目散に駆け抜けていきました。沿道には地元からたくさんの観客が出て、選手たちに温かい声援を送っていました。

ゴールに向い力走する選手たち

「がんばれ～」と大きな声で声援を送る
神木保育所の園児

一つ一つ丁寧に苗を植えていく

5/8 尾呂志学園田植え

尾呂志学園の小中学生が、学校の下にある水田で田植えを行いました。小学１年生から中学３年生までの 51 人が長靴や裸足で田に入り、横一列に並んで丁寧に苗を植えていきました。泥に足を取られてよろめいたり、顔中泥だらけになりながら、約１時間ほどで作業は終了しました。秋には稲の収穫作業が行われる予定です。

5/5 「熊野古道地域センター さぎりの里」オープンイベント

熊野古道の来訪者や地域関係者の方に情報やサービスを提供する施設として、「熊野古道地域センター さぎりの里」が４月にオープンし、その記念イベントが５月５日に開催されました。さぎりもちのふるまいや甘夏食べ放題の他、子ども向け福引き、折り紙教室など、子どもの日ならではの催しがあり、たくさんの親子連れ等で賑わいました。また同時に風伝峠の熊野古道ハイキングも開催され、約 20 人の参加者が初夏の古道散策を楽しみました。

さぎり茶屋・さぎりの里直売所の上に
建設された熊野古道地域センター

地元関係者らを招いてのオープン記念式典

さぎりもちを来場者にふるまう

5/15 尾呂志地区育成会 交通安全ボランティア活動

尾呂志地区育成会による交通安全ボランティア活動が上野地内の国道 311 号で開催されました。尾呂志地区の子どもたちやその保護者約 30 人が道行くドライバーに交通安全の啓発物品を手渡し、安全運転を呼びかけました。

「安全運転してください」とドライバーに
声をかける子どもたち

平成17年度 春の叙勲

山田晃三さん（川瀬）が社会福祉功労で瑞宝単光章 受章

山田さんは、昭和43年12月に御浜町民生委員・児童委員として就任以来、33年の長きにわたって地域福祉の向上に尽力されました。

居住地域内においては、地域社会における福祉の増進や社会的弱者とされる方たちへの助言及び指導のほか、地区の区長や地域防犯連絡委員も務め、地域住民から行政等へのパイプ役としても活躍されました。

また、民生委員・児童委員として地域で活躍されるほか、御浜町民生児童委員協議会総務として14年、南牟婁郡社会福祉協議会理事として13年、御浜町社会福祉協議会理事として16年と、紀南地域のリーダーとして地域福祉に貢献されました。

そのほか、平成元年には、三重県知事表彰、同8年に全国社会福祉協議会会長表彰、同9年には、厚生大臣特別表彰も受けられています。

山田さんは、「このような章をいただけるとは夢にも思いませんでした。皆様のご指導とご鞭撻（べんたつ）のおかげと感謝しております。」と受章の喜びを語ってくださいました。

瑞宝単光章を受章された山田晃三さん

＊お詫びと訂正

5月号10ページの志原保育所と尾呂志保育所の電話番号が入れ違って表記されていました。正しくは、「志原保育所☎2―0058」「尾呂志保育所☎4―1049」です。お詫びして訂正いたします。

あなたのページ

ふれあい交差点

総務課

身近な話題をお寄せください

行政係

俳句文芸

平成十七年度　御浜町春季俳句大会作品集

御浜町長賞（一句高点句）

風立ちて　植田（うえた）の水の　走りけり　梛山　てい

御浜町俳句会会長賞（一句高点句）

春めきて　一歩踏み出す　嬰（やや）の靴　真砂　笑子

入賞句（互選高点句）

菩提寺の　鐘の交じりし　花吹雪　向井　春羊

菊坂（きくざか）に　一葉偲（いちようしの）ぶ　桜二分　須崎久美子

風光る　野に一才の　赤き靴　久保　ひま

百姓に　ぺん胼胝（だこ）はなし　種ふせる　和田真砂恵

剝落（はくらく）の　仁王の顔や　山笑う　榎本　楢代

地区代表選者（特選句）

向井　春羊　選

翡翠（かわせみ）の　彩（いろ）一筋を　引きゆけり　七海　笑涙

榎本　孤星　選

苗札（なえふだ）を　次々覚え　名を忘る　須崎　行雄

川本　素秋　選

朧月（おぼろづき）　そぞろ歩きや　宿の下駄　真砂　笑子

長尾　あや　選

生かされて　老いの入口　花に酔う　中村　幸子

湊　貞　選

菊坂に　一葉偲ぶ　桜二分　須崎久美子

はじめまして

（平成17年３月１日～31日届出分）

神志山

上仲　風魁（ふうかい）くん
茂男さん・ゆかりさん

阿和

鈴木　健斗（けんと）くん
準一さん・メリージェーンさん

市木

冨士本　惺太（せいた）くん
伸也さん・栄子さん

古川　芽惟（めい）ちゃん
哲也さん・麻里さん

健康逸品 この一品

郷土料理編③

みかん寒天

材　料（作りやすい分量）

粉寒天・・・・・・・　４ｇ
水・・・・・・・・・２００cc
砂糖・・・・・・・・　８０ｇ
みかんの絞り汁・・・３００cc

作り方

①水に粉寒天をふり入れ、かき混ぜながら煮溶かす。
②２分位沸騰させ、砂糖を加えさらに煮溶かす。
③粗熱の取れた②にみかんの絞り汁を加える。
④水でぬらした容器に流し入れ固める。

メニュー提供：御浜町食生活改善推進協議会

～シリーズ～
人を大切にするまちづくり

教育委員会

●「男女共同参画週間」に思うこと

「男女共同参画社会基本法」が平成11年６月23日に公布・施行されたことに伴い、国は６月23日から30日までの１週間を「男女共同参画週間」と定め、毎年男女共同参画推進の取り組みを重点的に行っています。

近年の女性の社会参加等により男女の差はもうなくなったかに見えますが、まだまだその性差による待遇の差は消えていません。また、女性の側にも「私は女だから・・・」と、あきらめたり逃げたりする場合があるようです。長年培われてきた考え方がそう簡単に変わるものではないでしょう。

でも、男女共同参画を否定的にとらえず、「こういう考え方もあるのだ」として女も男もそれぞれが多様な生き方を認めていくことができれば、それが男女共同参画社会への第１歩であるといえます。

あなたは、男に生まれてよかったですか？女に生まれてよかったですか？女のほうがよかったなあ・・・。男のほうがよかったなあ・・・。そんな風に思うのはどうしてでしょう？その理由の中に「男女共同参画」の目指すものが見えてくるかもしれません。どちらに生まれても、一人ひとりが「自分」らしく生きていける、そんな社会であったらいいですね。そんなまちで暮らしていきたいですね。

5月1日現在の人の動き

人　口10,184人（＋４人）
男　4,734人（＋４人）
女　5,450人（±０人）

世帯数　4,324戸（＋３戸）

あとがき

巻頭ページでも取り上げましたが、６月23日から29日は男女共同参画週間です▼「男女共同参画」という言葉も数年前まではまだ聞き慣れない言葉で、学生時代に友人が「男女共同三角」と表記していて笑い合ったことを思い出します。その頃に比べると、この言葉もずいぶんと世の中に浸透してきました▼学校などでも、昔は男子が先、女子が後であった名簿は、今では男女混合名簿に、ランドセルや上履きの色も多様になり、男の子は黒（青）、女の子は赤という固定概念は薄れてきています。技術家庭の教科も、男女分け隔てなく学習します。子どもの頃から、こういった男女平等の観念を育んでいくことは、男女共同参画の推進にもつながるのでしょう▼いつか男女共同参画が当然のこととなり、その言葉自体が死語になる時代もくるかもしれません。